

**山口市ふるさと納税マガジン制作業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、「山口市ふるさと納税マガジン」制作業務に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

山口市ふるさと納税マガジン制作業務

(2) 業務内容

別紙1「山口市ふるさと納税マガジン制作業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(4) 委託上限額

1,200,000円(消費税及び地方消費税10%に相当する額を含む)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和6年6月1日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分60「企画・製作」のコード04「広告・広報」及びコード08「デザイン企画」の営業種目で登録し、本店又は支店若しくは支店に準ずるものを山口市内に有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加意向申出書の提出日から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更正手続開始の決定を受けた者及び再生計画認定の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。

4 選定スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは、下表のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和6年5月14日（火）
質問の受付期間	令和6年5月14日（火）から 令和6年5月27日（月）午後5時まで
参加意向申出書の受付	令和6年5月14日（火）から 令和6年5月31日（金）午後5時まで
質問に対する回答期限	令和6年5月28日（火）
企画提案書等提出期間	令和6年6月3日（月）から 令和6年6月19日（水）午後5時まで
プレゼンテーション日程通知	令和6年6月21日（金）
プレゼンテーション実施日	令和6年7月2日（火）【予定】
受託候補者の決定及び通知	令和6年7月9日（火）【予定】
契約締結	令和6年7月中旬【予定】

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出様式：参加意向申出書（様式第1号）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）
- (4) 提出期限：令和6年5月31日（金）午後5時まで
※持参による受付は、土・日曜、祝日を除く。
- (5) 提出先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市商工振興部ふるさと産業振興課ふるさと産品営業担当

6 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

- (1) 質問の提出方法
 - ① 提出書類：質問書（様式第2号）
 - ② 提出方法：電子メール（受付期限内必着）
 - ③ 受付期限：令和6年5月27日（月）午後5時まで
 - ④ 提出先：山口市商工振興部ふるさと産業振興課ふるさと産品営業担当
E-mail：furu@city.yamaguchi.lg.jp
- (2) 質問に対する回答方法
質問に対する回答は、集約したものを質問者名をふせて、令和6年5月28日（火）

までに、山口市ウェブサイト (<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>) に掲載する。ただし、簡易な質問等については、電子メール等により個別に回答する。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書等提出文書（様式第3号）

② 提案書（任意様式）

山口市ふるさと納税マガジン制作業務委託仕様書の目的及び編集方針等を踏まえ、ページ構成やラフデザイン等を含む提案書とすること。

③ 業務実施体制（様式第4号）

④ 業務実績書（様式第5号）

⑤ 会社概要（任意様式）※パンフレット等で可

⑥ 見積書（任意様式）

※山口市長宛てとし、業務内容及び人件費等の積算内訳を記載すること。

(2) 書類作成上の留意事項

① A4縦版、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じこむこと。

(3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）

(4) 提出期限：令和6年6月19日（水）午後5時まで

(5) 提出部数：6部（正本1部、副本5部 ※①、⑥の副本は写し可）

8 審査の実施

(1) 評価委員会

別紙2「企画提案書等評価基準」に基づき、市職員で構成する評価委員会が企画提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を特定する。

評価委員会は、委託料の総額の範囲内で、各評価委員の評価において60点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。同数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

提案者が4者以上となった場合には、提出された企画提案書を基に書類審査を行い、プレゼンテーションの対象とする提案者をあらかじめ選定する。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

評価委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、時間及び場所等の詳細については、別途連絡する。

(1) 実施日（予定）

令和6年7月2日（火）14時00分から17時00分

(2) 開催場所

山口市役所会議室棟2階 会議室B（山口市亀山町2番1号）

※控室は山口市役所本庁舎2階 ふるさと産業振興課協議スペース

(3) 出席者

1 提案者につき3名以内

(4) その他

- ・説明は主担当者になる予定の者が中心となって行うこと。
- ・プレゼンテーションの内容は20分以内で構成すること。また、提出書類及びプレゼンテーションの内容に関する質疑応答は、プレゼンテーションとは別に10分以内とする。
- ・プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。
- ・プレゼンテーションに使用する機器（プロジェクター、スクリーン、パソコン）は、本市で用意するものとする。申請者がパソコンを持参する場合は、あらかじめ市に連絡するものとする。

10 選定結果の通知等

選定結果は提案者全員に文書により通知するとともに、山口市ホームページにおいて公表する。

なお、選定された受託候補者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても名称を伏せて採点結果を公表する。

11 契約の締結

選定された受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、市は受託候補者の次点者と交渉を行うことがある。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

13 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

14 問合せ先

山口市商工振興部ふるさと産業振興課ふるさと産品営業担当

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2812

FAX 番号：083-934-2650

E-mail：furu@city.yamaguchi.lg.jp